



# 埼玉県報

第 2 4 1 8 号  
平成 2 4 年 8 月 2 4 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [公害防止主任者資格認定講習の実施\(水環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画の変更\(第5回\)\(市街地整備課\)](#)
- [吉見町西吉見南部土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子ども家足立
- 三 代表者の氏名  
三浦 幸治
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市大字大曾根四百九十五番地九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、保護や訓練が必要な人等に対し、住居・食事の提供並びに生活指導・職業訓練等を行い、更生並びに社会復帰に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワーカースコレクティブこうさてん

三 代表者の氏名

打越 紀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市吹上富士見三丁目一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、おもに女性が共に働き、共同して事業をおこなうことで、地域に日常的な働く場を作り出し、また、高齢者、障害者、子育て中の人をはじめとする地域住民に対し、飲食、学習、発表、交流の場及び情報を提供し、誰もが居場所と出番と絆を持てる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人環境楽習サイエンス
- 三 代表者の氏名  
松崎 仁子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間市向陽台一丁目一番地二十四駅前プラザ二百四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、身近な環境について広く一般の人に対し、楽しく知る・学ぶ・触れる場を提供し、少しでも環境に対して興味・関心を持ってもらい、豊かな心と生活の知恵を育むことで、社会教育の推進及び環境保全に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ぼしえつと
- 三 代表者の氏名  
北館 幸江
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市大字笹井東八木三千八十六番十六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児者の豊かな経験と仲間との生活を保障し、その発達を支援  
することで、福祉の向上を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人輝きの里
- 三 代表者の氏名  
町田 光基
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県飯能市大字笠縫八番地六十六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、あんずの植樹を中心にして、飯能近隣地域と東北地方、また他の地方に豊かな花木を増やし、人々にやすらぎと希望を与え、活力ある、住みやすいまちづくりを推進することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千百六十八号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、平成二十四年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	平成二十四年十月十五日（月）から同月十七日（水）まで	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館 六〇一・六〇二	一〇〇人
水質関係	平成二十四年十月九日（火）から同月十一日（木）まで	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県民健康センター タI大会議室A・B	一四〇人
騒音・振動関係	平成二十四年十月二十四日（水）から同月二十六日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
ダイオキシン類関係	平成二十四年十月十五日（月）、同月十八日（木）及び同月十九日（金）	（平成二十四年十月十五日（月）） 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館 六〇一・六〇二議室	五〇人

		(十月十八日(木)及び十月十九日(金)) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃烧・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。



ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

#### 四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

#### 五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成二十四年九月三日（月）及び同月四日（火）の午前九時三十分から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

#### 六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

# 告 示

埼玉県告示第千百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二五〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市江面字東前谷四二九番一 外二十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百五十・一立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千七百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 二五 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字西新井宿字松山八百六十一番一 外二十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八十二・二四立方メートル

浸透効果量 〇・〇二八九七六立方メートル毎秒

# 告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

## 三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、  
鴨川一丁目の一部

## 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

## 五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

## 六 変更認可の年月日

平成二十四年八月二十四日

# 告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により  
吉見町西吉見南部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、  
次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任した理事の氏名及び住所

伊藤	祐介	埼玉県八潮市大字大瀬七百九十五番地一
島村	英之	埼玉県北足立郡伊奈町寿一丁目百五十九番地一
立山	繁美	東京都港区虎ノ門四丁目一番十八号
中山	普義	東京都品川区大崎二丁目一番二の五百三号
新島	久徳	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地
平田	進	千葉県四街道市四街道千五百二十八番地四

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字佐間字野合 一四五一番二地先まで</p>	<p>行田市大字佐間字野合 一四四一番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一・二・七〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四五・〇七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫



<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字佐間字野合 一四四一番二地先から 同市大字佐間字野合 一四五一番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年八月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一四五・〇七メートル。 道路区域の供用開始である。 平成二十四年八月二十四日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十五号で告示した 回道路。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年一月二十三日

指令川建セ第二三〇〇九五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年八月二十日

川建セ第二四〇〇三三三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷字田ノ谷一七二番五、一七二番九

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷三八五番地二三 オリオン・リトル・ハウス10

1

武井 晃

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年四月九日

指令川建セ第二三 一三四 号

二 検査済証番号

平成二十四年八月二十日

川建セ第二四 三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都一番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市みずほ台二丁目十番地六 ハイツフレンドリー 1 0 1

柴山 健一